



APECビジネス諮問委員会



APEC Business Advisory Council (ABAC) 日本

2016年11月9日

## ABAC日本委員が安倍総理に今年の「APEC首脳への提言書」を手交

APEC首脳の公式民間諮問団体であるAPECビジネス諮問委員会(APEC Business Advisory Council、以下「ABAC」)の日本委員・代理委員は、本日(11月9日)、首相官邸にて、安倍総理に2016年「APEC首脳への提言書」を手交した。

ABAC日本委員は、亀崎 英敏 三菱商事常勤顧問、鈴木 裕之 野村総合研究所取締役副会長、大宮 英明 三菱重工業取締役会長の3人と、代理委員の有原 正彦 三菱重工業常務執行役員である。

ABACは、1995年のAPEC大阪会議においてAPEC首脳が「ビジネス界の声」を直接聞くための団体として設立が提唱され、1996年に発足した。APECに参加する21ヶ国・地域の各首脳が、それぞれの国・地域でビジネス界の代表者として指名したABAC委員(57名、2016年7月現在)により構成されている。

ABACは、APECボゴール宣言(1994年)においてAPEC首脳が約束した「2020年までに域内の自由で開かれた貿易・投資を実現する」という、いわゆる「ボゴール目標」の達成のためにとるべき政策を、ビジネス界の立場から「APEC首脳への提言書」として毎年とりまとめ、直接首脳に提出している。毎年秋に開催されるAPEC首脳会議の際、この提言書に基づき「ABAC委員とAPEC首脳との対話」が行われ、APECの政策について意見交換がなされている。

本年、ABACはAPECと同様にペルーが議長となり、「質の高い成長と人材開発」をテーマに掲げた。これは、グローバル経済が継続して脆弱であることを鑑みて、さらなる包摂性の推進を狙いとしたものである。本年のテーマに基づき、「アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP:Free Trade Area of the Asia-Pacific)に向けた取り組みの確立」「グローバル市場と新技術へのアクセスを通じた、零細・中小企業の発展推進」「経済成長、多様性および持続可能性の促進」「法の支配と経済的・社会的持続可能性の強化」を優先課題として取り組みを進めてきた。

本年の提言書の主な内容は、以下のとおりである。

- アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP:Free Trade Area of Asia-Pacific)に向かう道筋としての環太平洋パートナーシップ(TPP:Trans Pacific Partnership)協定の早期発効

および東アジア地域包括的経済連携(RCEP: Regional Comprehensive Economic Partnership)の高い水準での交渉妥結

- 零細・中小企業のグローバル市場参加に向けての国境を越えた電子商取引の活用、大企業との連携強化、ファイナンス利用の円滑化
- 女性の経済的地位の向上
- 食料安全保障の改善
- 国境を越えたデータフローを用いたデジタル経済におけるイノベーションの推奨
- 再生可能エネルギーの研究開発、実証、利用の促進
- 災害リスクファイナンス等の金融強靱性の強化
- インフラ投資の拡大
- 法の支配の強化および良き規制慣行の推進(国際的規制の連携や過剰な国内規制の回避)

なお、本年11月にペルーで開催されるAPEC首脳会議では、これらの提言に基づき、「ABAC委員とAPEC首脳との対話」が行われる予定である。

以 上

- 添付資料
1. ABAC日本委員の略歴
  2. ABAC(APECビジネス諮問委員会)について
  3. APEC 首脳への提言(ABAC 2016年版) 要旨

本件お問い合わせ先

ABAC日本支援協議会 事務局長 上川 治  
事務局次長 岩崎 隆優、成瀬 太郎  
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-2 経団連会館21階  
TEL : 03-6741-0961 FAX : 03-6741-0962  
ホームページ : <http://www.keidanren.or.jp/abac/>

## ABAC 日本委員/代理委員の略歴(就任順)

(添付資料1)

	<p style="text-align: center;"><b>亀崎 英敏 三菱商事株式会社 常勤顧問</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 18 年 4 月生まれ。横浜国立大学経済学部卒業。ハーバードビジネススクール AMP 修了。</li> <li>・昭和 41 年 三菱商事株式会社入社。東ベルリン(駐在員首席)、ニューヨーク(現地法人副社長)、台北(現地法人社長)など海外での駐在経験を経て、平成 14 年 6 月より常務執行役員として地域戦略を担当、平成 17 年 4 月より三菱商事(株)代表取締役副社長として経営計画、地域戦略を担当。</li> <li>・平成 19 年 4 月から平成 24 年 4 月まで日本銀行政策委員会審議委員を務める。</li> <li>・平成 24 年 4 月より現職。</li> <li>・平成 24 年 5 月、ABAC 委員に任命され、25 年は地域経済統合作業部会副部長、26 年はインフラ・コネクティビティ作業部会筆頭副部長、27 年はコネクティビティ作業部会副部長、28 年は地域経済統合作業部会副部長を務める。</li> </ul>
	<p style="text-align: center;"><b>鈴木 裕之 株式会社野村総合研究所 取締役副会長</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 34 年 2 月生まれ。東京大学法学部卒業。ニューヨーク大学ロースクール法学修士。米国アイゼンハワーフェローシップ平成 3 年日本代表。</li> <li>・昭和 57 年 野村証券株式会社入社。企画部門、法人営業部門、IT 部門等を経て、平成 17 年 4 月より、野村証券執行役。同社投資銀行部門担当として、グローバル業務執行に責任を持つ。</li> <li>・平成 20 年 10 月には Lehman Brothers アジアの統合責任者として香港をベースに同社業務のグローバル化を推進。平成 21 年 4 月常務執行役員、平成 23 年 4 月専務執行役員グローバル投資銀行部門ジョイントヘッド(平成 24 年 4 月より香港駐在)。</li> <li>・平成 24 年 8 月より、コーポレートオフィス担当兼 Co-Group CAO</li> <li>・平成 25 年 6 月より、野村ホールディングス株式会社取締役。</li> <li>・平成 28 年 6 月より現職。</li> <li>・平成 25 年 9 月、ABAC 委員に任命され、26 年は ABAC 金融経済作業部会副部長、27 年からは ABAC 金融経済作業部会長を務める。</li> </ul>
	<p style="text-align: center;"><b>大宮 英明 三菱重工業株式会社 取締役会長</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 21 年 7 月生まれ。東京大学工学部卒業。プリンストン大学院 航空専攻(修士課程)修了。</li> <li>・昭和 44 年三菱重工業(株)入社。航空機の開発・設計に長く携わり、名古屋航空宇宙システム製作所副所長を経て、産業機器事業部副事業部長、冷熱事業本部長などを歴任し幅広い業務で指導的な役割を果たした。</li> <li>・平成 20 年 4 月に三菱重工業(株)取締役社長。</li> <li>・平成 25 年 4 月より現職。</li> <li>・平成 23 年 5 月より日本経済団体連合会副会長を務め、平成 27 年 6 月退任。</li> <li>・平成 26 年 6 月よりセイコーエプソン株式会社の社外取締役を務める。</li> <li>・平成 28 年 4 月、ABAC 委員に任命される。</li> </ul>
	<p style="text-align: center;"><b>有原 正彦 三菱重工業株式会社 常務執行役員</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 27 年 12 月生まれ。東京大学経済学部卒業。</li> <li>・昭和 50 年三菱重工業(株)入社。産業車両、エンジン、冷熱事業部門を経て、平成 19 年 4 月より Mitsubishi Heavy Industries Europe, Ltd.社長に就任。</li> <li>・平成 21 年 4 月より冷熱事業本部長を経て、平成 25 年 4 月、三菱重工業(株)取締役、常務執行役員に就任し、社長室長として経営計画などを担当。</li> <li>・平成 26 年に Mitsubishi Heavy Industries America, Inc.会長に就任。</li> <li>・平成 26 年 4 月より現職。</li> <li>・平成 27 年 12 月に Mitsubishi Heavy Industries America, Inc.会長を退任。</li> <li>・平成 28 年 4 月、ABAC 代理委員に任命される。</li> </ul>

## ABAC(APECビジネス諮問委員会)について

### 1. ABACの設立経緯と役割

ABAC(APECビジネス諮問委員会)は、APEC参加21カ国・地域の首脳が指名したビジネス界の代表で構成されるAPEC唯一の公式民間諮問団体である。1995年のAPEC大阪会議でAPEC首脳がビジネス界の声を直接聞くメカニズムとして設立を決定、翌1996年から活動を開始した。ABACの役割は、APECの経済協力の枠組みに対し、ビジネス界の立場から政策提言を行うことであり、1994年にAPEC首脳会議で合意された、「2020年までに自由で開かれた貿易・投資を実現させる」というポゴール目標の実現に向けて、APECが取るべき政策についての提言を行っている。

### 2. ABACの活動概要

ABACは、アジア太平洋地域のビジネス界の見解、政策提言、政策実施状況に関する評価をとりまとめで「APEC首脳への提言書」を作成し、APEC首脳に提出している。この提言に基づき、秋のAPEC首脳会議開催の際に、「ABAC委員とAPEC首脳との対話」が行われ、APECの政策について直接意見交換を行う。ABAC会議は、ABACの意思決定を行う全体会議(Plenary)と、専門分野ごとに提言内容を討議する作業部会(Working Group)からなり、通常毎年4回開催される。

#### 【2016年のABACの作業部会】

- ・地域経済統合作業部会 (REIWG: Regional Economic Integration Working Group)
- ・持続可能な発展作業部会 (SDWG: Sustainable Development Working Group)
- ・零細・中小企業と起業家作業部会 (MSMEEWG: MSME & Entrepreneurship Working Group)
- ・コネクティビティ作業部会 (CWG: Connectivity Working Group)
- ・金融・経済作業部会 (FEWG: Finance and Economics Working Group)

### 3. ABAC日本の活動

日本においては、1996年の設立当初よりビジネス界の強固な支援を受けていたが、1999年のABAC東京会議の開催後、ABAC日本の支援基盤を拡充・強化する上で、その活動にビジネス界の声を一層反映することが不可欠である等の観点から、経済団体連合会(当時)や日本商工会議所をはじめとした経済団体が中心となって企業の参加を求め、1999年にABAC日本支援協議会を設立した。現在は、日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、関西経済連合会の経済団体、会員企業64社(2016年11月現在)や、業界団体、関係省庁の支援を得て、APEC域内および、日本のビジネス界に資する政策提言活動を行っている。

以上

## APEC首脳への提言 ABAC2016年版

### 要 旨

以下は、本提言書に含まれる主要メッセージの要約である。

**1. 多角的貿易体制への支援** ABACビジネス諮問委員会（ABAC：APEC Business Advisory Council）は、ルールに基づき、透明性が高く、差別的でない世界貿易体制が、依然として保護主義を抑制するための最善の選択肢であると認識し、世界貿易機関（WTO）に対するコミットメントを改めて明言する。ABACは、世界の繁栄と発展のために、世界貿易の自由化に対する参加国のコミットメントの証として、貿易円滑化協定（TFA：Trade Facilitation Agreement）および拡大された情報技術協定（ITA：Information Technology Agreement）の早期発効と関連措置実施を要請する。ABACは、多国間による新サービス貿易協定（TiSA：Trade in Service Agreement）交渉に参加しているAPEC参加国・地域が、世界経済および各地域経済におけるサービスの重要性を認識し、リーダーシップと野心を示すことを推奨する。ABACは、環境物品協定（EGA：Environmental Goods Agreement）交渉に、より多くの国・地域が参加することを要請する。

**2. アジア太平洋自由貿易圏の実現** ABACは、APECによるアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP：Free Trade Area of the Asia-Pacific）形成に向けた諸施策を強く支持する。ABACは、APEC首脳が担当実務者に対し、FTAAP実現に関連する課題にかかる共同の戦略的研究（Collective Strategic Study on Issues Related to the Realization of FTAAP）を、高い野心をもって完成するように指示することを強く要請する。FTAAPは、ビジネス界の優先事項を取り込み、将来を見据えた内容であるのみならず、野心的で、質が高く、かつ包括的な協定を目指し、道筋とされる協定内容を超越するものとしてまとめるべきである。

ABACは、FTAAPの共同研究の完成後には、APECがFTAAPの最終的な実現という次の段階に向かうための用意が整ってくるものと期待している。FTAAPプロセスの方向性を定め、その勢いを確固たるものとするためには、意欲的な目標、将来の工程表および具体的な行動が不可欠である。

ABACは、FTAAP実現に向けた道筋が著しく進展したことに勇気づけられている。ABACは、環太平洋パートナーシップ協定（TPP：Trans Pacific Partnership）の参加国が出来る限り早期に同協定を批准することを要請し、また東アジア地域包括的経済連携（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）交渉が速やかに、かつ成功裏に妥結することに期待を寄せている。太平洋同盟（PA：Pacific Alliance）とあわせ、ABACは、TPPとRCEPをFTAAP実現への基礎工程とみなしている。FTAAPへの道筋に実効性を持たせるためには、それら協定が、野心的で、質が高く、包括的なものでありつつ、今後他の国・地域の参加をも可能にすることが必須である。

**3. 新たなサービス・アジェンダの推進** ABACは、サービス貿易と投資が、すべてのAPEC参加国・地域の今後の経済成長において極めて重要であると確信している。今日、サービス領域は、広範囲の経済活動において実質的な役割を果たしているのも、もはやそれだけを単独のものとして見ることはできない。サービスの円滑化はまた、零細・中小企業（MSME：micro, small and medium enterprises）のグローバル市場へのアクセスも容易にするので、すべての企業が規模にかかわらず恩恵をこうむることになる。

ABACは、APECサービス競争力ロードマップを、域内でサービス・アジェンダを推進する主要な手段とみなしている。ABACはまた、APEC内で現在進められているサービス貿易アクセス要件データベース（STAR：Services Trade Access Requirements Database）の拡張および促進を支持し、サービス産業への支持を強化・推進するため、APECサービス団体連合の設立を歓迎、支持する。

**4. 貿易投資自由化・円滑化の促進** ABACは、地域内の貿易・投資の自由化および円滑化を拡大するために、さらに取り組みを進めることが非常に重要であることを強調する。自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）および多国間貿易協定の交渉を通じて、関税およびその他の阻害要因を低減縮小する努力をしてきたにもかかわらず、非関税障壁（NTB：non-tariff barriers）は依然として世界的に増え続けている。ABACは、これらの取り組みに積極的な役割を果たせるようにビジネス界を関与させ、権限を与えるなど実践的な方法を見出すことを含め、APECがNTBに効果的に対処するよう要請する。ABACは、地域内での海外直接投資（FDI：Foreign Direct Investment）のフローを促進するため、また政策立案者を助けるきめ細かくまとまった投資枠組みを策定するために、ABACが設立した地域投資分析グループ（RIAG：Regional Investment Analytical Group）の取り組みへの継続支援を要請する。ABACは、認定事業者（AEO：Authorized Economic Operator）プログラムのベストプラクティスに関するAPEC政策支援ユニットによる調査と提言、ならびにボラカイ行動アジェンダ（Boracay Action Agenda）で概説されたAEO関連の対策実施に関し、APECにおいて進展があったことを歓迎する。ABACは、WTO貿易円滑化協定における、地域内のAEO対象者の数と能力の拡大を目指す諸規定を歓迎する。

**5. グローバルなMSMEの育成** 競争の激しい統合されたグローバル市場において、MSMEが市場の新たな需要を満たし、近い将来に世界的に活躍する企業に成長するには、革新的で、統合的、かつ持続可能な施策が必要であるとABACは考えている。ABACは、MSMEが国境を越えた電子商取引に従事できるように、MSMEにとっての参入障壁を下げるための諸施策として、信頼性の高い情報通信インフラ、低コストのインターネット・アクセス、ビジネスにやさしい諸規制、電子商取引の仲介媒体の創出といった重要な実現手段を含め、より強力なアジェンダをAPECが策定し、奨励するよう求める。またABACは、大企業と中小企業の共同メカニズムを後押しすることにより、MSMEの国内サプライチェーンとグローバル・バリューチェーン（Global Value Chains）への参加を強化する必要性を認識している。そのために、ABACは、MSMEがグローバル・バリューチェーンへアクセスすることを可能にする大企業のベストプラクティスを編纂し、併せてこのような形のパートナーシップの発展を妨げる課題に対処するための政策提言を明確化すべく、報告書を作成中である。ABACはMSME関連のイニシアティブに取り組んでおり、それにはAPEC参加国・地域全体におけるインキュベーターおよびアクセラレーターのマッピング、APECクロスボーダー電子商取引トレーニング・プログラム（CBET：Cross-Border E-Commerce Training Program）、APEC CBETネットワーク、ABACデジタル経済ワーク・プラン（ABAC Digital Economy Work Plan）が含まれる。これらは、MSMEによるグローバル市場へのアクセスを促進するAPECの取り組みを補完するものと考えている。

**6. MSMEによる金融へのアクセス拡大** ABACは、MSMEによる金融へのアクセスを阻害する主要因として、貸手が事業主に関する取引データを利用し、動産担保の受け入れを行う際の法的・制度的インフラが不十分であること、規制上の課題、株式による資金調達と金融革新を可能にする環境の欠如、およびMSMEの保険へのアクセスが限定的であることなどを明らかにしてきた。ABACは、MSMEによる金融へのアクセスを拡大し、グローバル経済との結びつきを深化させ得るような、近代的な信用情報、有担保取引、および倒産にかかる処理を進める仕組み・制度を構築するため、APEC参加国・地域が金融インフラ開発ネットワーク（FIDN：Financial Infrastructure Development Network）と緊密に連携することを求める。ABACは、各国・地域の政府に対し、アジア太平洋金融フォーラム（APFF：Asia-Pacific Financial Forum）と協働して、貿易とサプライチェーン・ファイナンスの規制上の課題や、機能しつつある新たな仕組みについて対話を持つことを推奨する。

**7. 女性の経済参画の機会向上** ABACは、APEC女性と経済の進捗状況表（APEC Women and the Economy Dashboard）の作成を高く評価しており、政策立案者に対して、80項目のさまざまなデータ・ポイントを利用してギャップおよびベストプラクティスを見極めるよう要請する。ABACは、科学・技術・工学・数学（STEM：Science, Technology, Engineering and Mathematics）チャレンジ2016の推進、および女性活躍の観点から他の新しい革新的な技術の採用の提唱に取り組んでいる。また、ABACは、女性がオーナーとなっているMSMEに過度の悪影響を与える種々の障壁を削減し、女性が所有するMSMEが国際貿易に参画し、その恩恵を得られるようにするための努力を強化するよう、APECに要望する。これらの障壁には、女性による資

金調達の難しさや、土地やリソースの所有権に関する女性の法的地位の脆弱さなどが含まれる。

**8. 食料安全保障の達成** 食料安全保障は、包摂的で健全な地域経済統合の重要な構成要素である。A B A Cは、域内の食料供給と増大する需要を結びつけるうえで、開かれた貿易と投資の果たす役割を長きにわたり提唱してきた。A B A Cは、小規模農家がアジア太平洋の農業分野において不可欠な存在であると認識している。食料安全保障、農村の発展および農家の生活水準向上にとって、小規模農家の発展は非常に重要である。

A B A Cは、増加する人口に対して、安全で栄養価が高く、持続可能な方法で生産された食料を十分に供給するという課題について、実際的で、市場原理に基づいた解決策を模索するにあたり、民間部門が政府と連携して重要な役割を果たすべきであると強調してきた。A B A Cは、A P E C首脳が民間部門との戦略的関わりや対話のレベルを深化させ、食料生産と売買に関係して貿易を歪める政策の撤廃を含め、あらゆる形の保護主義に引き続き反対することを要請する。

**9. グリーン成長の促進** A B A Cは、A P E Cが再生可能エネルギーの利用を促進する政策を実施すること、また持続可能なエネルギー源として再生可能エネルギーの研究開発および実証を推進することを推奨する。またA B A Cは、パリ協定 (Paris Climate Agreement) のような温室効果ガス排出削減に向けた世界的取り組みを支持する。

**10. エネルギー安全保障の向上** エネルギー消費はA P E C全域における経済成長とともに増加するため、エネルギー安全保障は依然として域内全体としての課題である。域内の経済成長を促進するためには、A P E Cが障壁を取り除き、国境を越えたエネルギーの貿易・投資を促進する取り組みを加速し続けることが極めて重要である。

**11. 健康で生産的な労働力の増進** 経済の成長と繁栄は、健康で生産性が高い労働力によるところが大きい。人口動態の変化と増加する非感染性疾患の負担は、アジア太平洋地域における健康と医療制度の強化のための一層の政策協調を必要としている。

A B A Cは、ヘルシー・アジア太平洋 2020 ロードマップ (Healthy Asia Pacific 2020) への首脳による支持を称賛する。A B A Cは、A P E Cが域内の成長にとって重要な課題として健康に焦点を合わせていることを支持する。2015年のA P E C首脳宣言にて「われわれは人材開発および包摂的な成長の発展を促進する上での、保健制度の重要性を認識し、健康障害が財政および経済に与える影響に対処するために、2016年にさらなる取り組みを行うことを期待する」とあるように、A P E C首脳は健康と財政的安定との関連性を認めている。A B A Cは、健康な労働力に対して先を見据えた投資を行うために、厚生大臣、財務大臣、および経済担当大臣との間の政策対話で協力関係をつくり、革新的な解決策の策定に向けて民間部門と協力することを奨励する。

A B A Cは、政府が雇用主と密接に連携して需要の高いデータ・サイエンス能力を見極め、A P E C「データ・サイエンス能力チェックリスト (Data Science Competency Checklist)」を策定することで、A P E C参加国・地域の若者が将来の仕事を確認し、変化する労働市場でも容易に移動できるような仕組みを整備することを推奨する。

**12. 法の支配の強化と良き規制慣行の推進** 近年、自由な貿易および投資にとって不要な非関税障壁を生み出している国内規制の問題を克服すべきという認識が高まっている。企業、特にMSMEにとって、コンプライアンス費用の増加は、国際競争力の低下を招き、経営資源の最も効率的な活用を困難なものとする。過剰な規制はこのところ世界的にも成長を妨げる要因となっており、多くのA P E C参加国・地域は、規制関連のリスクは高まっていると考えている。法の支配を維持し、良き規制慣行を推進することで、貿易と投資が促進される。この点に関し、A B A Cは、ホノルル宣言でA P E C首脳が合意した三つの良き規制慣行 (G R P s : Good Regulatory Practices) の実施、およびA P E Cパリ宣言で特定された三つのG R P ツールの実施を強化するようA P E Cに要請する。A B A Cは、A P E C参加国・地域が自らの規制をより一層グローバル・ベストプラクティスに沿う形に改め、規範基準よりもむしろパフォーマンス基準の規制を採用し、国際貿易になじみやすい規制を促進する制度設計に取り組むことを支持する。

さらに、一貫性があり透明性も高い規制によって、ビジネスは数年先の将来投資および貿易の戦略を推し進めることが可能となる。したがって、規制の質の改善は、既存および新規の規制の費用対効果の分析結果により、その品質を測定して評価されなければならない。これらの規制は、アカウントビリティの強化、相互学習の推進、そしてベストプラクティスの奨励を促進するため、民間部門と非政府のステークホルダーとの協議および関与を経て実施されるべきである。規制は透明性の高いプロセスで導入され、公平に施行され、国内および国・地域をまたがる規制当局間で調整されなければならない。さらにA B A Cは、企業が異なった国・地域で経営する際に、相違する政治的、法的システムのために規制や基準に準拠することが一層難しくなることを明らかにした。政府は、規制の調和を推進する手段として、国際間で規制上の協力を行うべきである。最後に、ピア・ツー・ピア取引、サイバーセキュリティ、デジタル通貨などのデジタル経済分野における新たな懸念に対しては、民間部門と協議し、これらの新しい分野において市場における問題解決の提供と過剰規制の回避という観点から取り組まなければならない。

**1 3. 鉱業分野の開発促進** 鉱業分野は、グローバル経済に不可欠な資源を提供しており、A P E Cの全参加国・地域の経済的成功においても極めて重要な役割を果たしている。新しい技術を導入し、投資家、地域社会そして各国・地域に恩恵をもたらすという持続可能な鉱業の実践サイクルを促す規制環境を整える上で、政府と民間部門が緊密に協力することは不可欠である。A B A Cは、A P E Cが鉱業分野を不当に狙い撃ちするような規制の導入を控え、むしろ研究開発を通じた新技術の開発を奨励する規制システムの構築推進を推奨する。

**1 4. 都市インフラ開発の奨励** A P E C参加国・地域は持続可能で住みよい都市の発展を促すため、民間部門、国際開発金融機関のスペシャリスト、域内およびグローバルな機関、コミュニティ・グループおよび学会と協働する取り組みを強化しなければならない。都市が成長するに従い、官民双方のステークホルダーにとって、各種資源を効率的に活用しつつ、非常に差し迫った都市化のニーズを満たす新たな解決策を見出すことは容易ではなくなりつつある。A B A Cは、政府のさまざまなレベルで行われる都市インフラ計画、プロジェクト開発、および資金調達に関する包括的な政策フレームワークの策定における、都市インフラ・ネットワーク（U I N : Urban Infrastructure Network）の取り組みを支持している。

**1 5. インターネット・デジタル経済の促進** インターネット・デジタル経済は、新しい機会とビジネスモデルを生み出しており、21世紀にふさわしい新しい政策が必要となる。A B A Cは、A P E C参加国・地域が、包摂的で、デジタル・デバイドの橋渡しをする、強固なインターネット・デジタル経済を実現する政策を推進するよう要請する。採用すべき重要な対策は、A P E Cが、ビジネス界とステークホルダーに貿易分野におけるデジタル・アジェンダに関する意見提供を求め、また国境を超えたデータフローの利用を通じてインターネット・デジタル経済における変革を促し、さらに関税や規制による貿易障壁を防止することである。企業と市民のデジタル転換を促すために、各政府は手本となってリーダーシップを発揮し、一般市民が恩恵を受けるようなI C Tインフラへの支出を拡大すべきである。さらに、A B A Cは、A P E C首脳にデジタル貿易を次世代貿易・投資課題として認知するよう要請する。

**1 6. サプライチェーン・コネクティビティの強化** A B A Cは、国境を越えた物品・サービスの取引の簡素化、低コスト化、迅速化を一層進めることにより、域内の競争力を高めようとするA P E Cの取り組みを称賛する。これらの目標を推進する取り組みには、時間、費用および不確実性を削減する観点から実施された、サプライチェーンのパフォーマンスを2015年までに10%改善するというA P E C全体の取り組みが含まれる。A B A Cは、より多くの民間部門がA P E Cサプライチェーン・コネクティビティ連携（A 2 C 2 : APEC Alliance for Supply Chain Connectivity）へ参加するよう求める。A 2 C 2は国・地域とともにキャパシティ・ビルディング・イニシアティブおよび関連プロジェクトを進める官民フォーラムである。A B A Cは、A P E Cがグローバル・データ・スタンダード（G D S : Global Data Standard）の域内全体の枠組みの採択に向けた取り組みを続けるよう要請する。このような枠組みは、アジア太平洋地域におけるサプライチェーンのパフォーマンスとコネクティビティを高め、企業と消費者にとってのコストを下げ、貿易のフローをより確実・円滑なものとすることで政府、企業および消費者の便益となり、それによりボゴール目標の完全達成を支援する。現在、地域内で進行中のG D Sパイロット・プロジェクトは、このような枠組みによる潜在的コストと便益を実証する手助けになるはずである。A B A Cは、A P E C



グリーン・サプライチェーン協力ネットワーク（G S C N E T : APEC Cooperation Network on Green Supply Chain）の取り組みの進展を歓迎し、G S C N E Tが十分に機能するように引き続き貢献する。

**17. スキル労働者の移動の円滑化** 人口動態およびテクノロジーの変化は、域内全域のスキル不足の傾向に追い打ちをかけている。同時に、国際的なスキル労働者の円滑な移動に対する障壁はビジネスのコストを高め、経済成長を妨げている。A B A Cは、A P E C参加国・地域が、スキル不足が顕著な地域を特定でき、国際的なスキル労働者の管理を向上させ、資格要件の域内共通認証を促進する取り組みを支援するための、信頼性の高いスキルに関する予測地図「スキルズ・マップ（Skills Map）」を構築するよう要請する。

**18. 新興経済国の金融強靱性の強化** マイクロ保険を通じた効果的なリスク管理は、特に発展途上の国・地域において、低所得者および零細・中小企業にとり死活的なものである。しかしながら、現在、マイクロ保険のサービスを楽しんでいるのは世界の新興市場人口のおよそ5.2%にとどまる。これに関して、アジア太平洋の政策立案者は、世界で最も大災害が発生しやすい地域において自然災害の影響を軽減する金融商品を開発する必要がある。A B A Cは、A P E C参加国・地域が、域内のマイクロ保険の対象範囲を拡大するロードマップを完成すること、民間災害保険スキームを推進するプロセスを開始すること、域内でのリスク・シェアリングの枠組みの策定に向けたステップとしてリスク・エクスポージャーに関するデータの入手可否について現状調査を完了すること、災害リスク・ファイナンスおよび保険に関するA P E Cロードマップの起草についてアジア太平洋金融フォーラム（A P F F : Asia-Pacific Financial Forum）と連携することを要請する。

**19. インフラおよび資本市場への投資の推進** A P E C地域ではインフラの整備不足を補うための投資が必要とされている。投資家はインフラへの投資機会に旺盛な関心を寄せていても、公的部門にプロジェクトを準備する能力が十分でないため、融資対象となり得るインフラ・プロジェクトが非常に少ない。付随する課題は、いかにしてA P E Cが域内の長期投資家、特に保険会社、年金基金およびイスラム金融機関といった投資家基盤を構築し、活用する手助けができるかである。さらに、域内の現地通貨建て資本市場の多くは、インフラ投資のチャンネルとして有効に機能するには厚みと流動性に欠けている。A B A Cは、A P E C参加国・地域がインフラ整備の不足に対する取り組み支援の各種施策を進めることを求める。例えば、アジア太平洋インフラ・パートナーシップ（A P I P : Asia-Pacific Infrastructure Partnership）の官民パートナーシップ専門家アドバイザリー・パネル（Public Private Partnership Experts Advisory Panel）、グローバル・インフラストラクチャー・ハブ（Global Infrastructure Hub）と都市インフラ・ネットワーク（Urban Infrastructure Network）との協力、イスラム・インフラ投資プラットフォーム（Islamic Infrastructure Investment Platform）の設立、アジア地域ファンド・パスポート（Asia Region Funds Passport）への参加および域内の金融市場インフラの発展へのロードマップの構築などである。A B A Cは、A P E C参加国・地域が、制度的な定年制を確立し、退職貯蓄を促進する大幅な税制上のインセンティブを導入し、保険会社や年金基金が長期投資を容易にする規制と会計基準を推進するよう、A P F Fが2017年に開催を予定している、域内の長期投資家基盤の拡大に関するセミナーに関係官庁が参加することを推奨する。

**20. 協力とイノベーションを通じた「金融」の役割の向上** A P E C内で経済協力が進展するにつれて、「金融」へのニーズが著しく高まることが予想される。このニーズに対応するには、各政府と規制当局との間のより緊密な金融上の協力関係および国際開発金融機関の支援が必要となる。A P E C地域における民間金融機関がさまざまな形態で協力するために、金融サービスとプラットフォームのイノベーションも必要になる。A B A Cは、特に金融テクノロジーの発達に対応した、金融政策と規制の枠組みの刷新に関する緊密な地域協力を求め、また政策立案者と規制当局がこれらの問題に関するA P F Fの対話に参加することを推奨する。さらに、昨年の中脳宣言は、健康障害が与える財政上および経済上の影響をさらに深く探求し、これに取り組む必要性について言及している。A P E Cの大臣はこの目的のためにフォーラム横断的に対話することも推奨した。A B A Cは、これらの呼びかけを支持し、財務と保健衛生の政策担当実務者が、これらの課題の解決策を進めるにあたって協働することを奨励する。